

里親の手引き

徳島県中央こども女性相談センター

徳島市昭和町5丁目5-1

(088) 622-2205

南部こども女性相談センター

阿南市領家町野神319

(0884) 22-7130

西部こども女性相談センター

美馬市穴吹町穴吹字明連23

(0883) 55-3323

里親制度とは

すべての子どもには、保護者のもとであたたかい愛情に守られながら、健やかに育てられる権利があります。

しかし、現実には家庭のさまざまな事情により、保護者のもとで、しあわせに育つことができない子どもたちもいます。

このような子どもたちを個人の家庭に預けて、そのあたたかい愛情と正しい理解を持った家庭環境の中で健やかに育てることを目的とする制度が、児童福祉法による里親制度です。

里親とは

家庭のさまざまな事情で、保護者のもとで、しあわせに育つことができない子どもたちを、保護者にかわって健やかに育ててくださることを希望する方で、知事が適当であると認めて、認定し、登録した方をいいます。

お願いしたい子どもは

- 両親のいない子ども
- 親が死亡、入院、家出などして、家にのこされた子ども
- 未婚の母や家庭で養育が困難となった18歳未満の子ども



里親の種類とは

- 養育里親（養子縁組を前提としない里親）とは、何らかの事情により、保護者のない子ども又は保護者に監護させることが不適当な子どもを養育する里親で研修の受講が必要です。
- 専門里親とは、家庭養育上に問題の見られる子どもの中でも特に家族環境を通して密接な援助を必要とする子ども、例えば虐待された子どもに対して、傷ついたところをいやし、問題を改善し、子どもの自立を支援することを担う里親です。一定の期間、里親としての養育経験のある方や児童福祉分野について経験のある方が登録を受けられるもので、専門的な研修の受講が必要です。
- 養子縁組によって養親となることを希望する里親とは、法的に養子縁組を行うことを前提として委託される里親です。
- 親族里親とは、3親等以内の親族関係にある子どもの保護者が行方不明・死亡あるいは拘禁等のため、養育が期待できない状態になった場合、委託される里親です。

里親になるための条件とは（同居人も含む）

- ① 心身ともに健全で児童の養育についての理解及び豊かな愛情を有していること。
- ② 経済的に困窮していないこと。（親族里親の場合は除く）
- ③ 児童福祉法及び児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律等の規定により、罰金以上の刑に処せられたことがないこと。
- ④ 過去に、児童の養育等に関し不適切な行為をしたことがなく虐待等の問題がないこと。
- ⑤ その他、児童福祉法等の定めにより里親となることを禁じられている者でないこと。

里親になるには(手続き)

●申出は

お近くの福祉事務所又はこども女性相談センターへご相談の上、次の書類を福祉事務所(町村のお住まいの方は、県東部保健福祉局もしくは各-県-総合県民局保健福祉環境部)へ提出してください。

- ①里親名簿登録申請書 ②申請者及びその同居人の履歴書
- ③申請者の居住する家屋の平面図 ④養育里親と専門里親については研修を終了したことを証する書類
- ⑤戸籍謄本等 ⑥その他必要な書類等

●調査は

こども女性相談センターの職員等がお宅へ訪問し、家庭環境や子どもの養育に対する熱意や理解、養育能力などを中心にお尋ねします。

●審査は

調査結果をまとめ、徳島県社会福祉審議会児童福祉専門分科会で審査されます。

●認定は

児童福祉専門分科会で適格とされた方を知事が里親として認定します。

●登録は

認定を受けた養育里親(養子縁組を前提としない里親)及び専門里親は、里親登録申請書をお住まいの福祉事務所に提出し、登録を受けてください。登録の有効期間はそれぞれ5年及び2年ですが、里親の継続の意思、家庭状況等の調査を行い、資格要件に著しい変動がない場合は、更新時研修を受講していただいた上で登録を更新することができます。

子どもの委託

里親に子どもを預けるときには、里親の希望や条件を充分尊重し、子どもについても、性格や能力などを判定、調査して、その子どもに最も適した里親に養育を委託します。子どもが委託された後は、随時、担当児童福祉司が、里親の家庭訪問や子どもとの面接等を行い、里子の養育について、協力援助を行います。

養育の費用

子どもを養育してくださる里親には、毎月、公費で生活費等が支給されます。
また、委託した子どもは、所得税及び住民税について扶養控除の適用が受けられます。

里親会について

里親会は、里親の自主的な集まりで、子どもの養育についての知識の向上と相互の親睦を目的とします。

里親会の運営、総会の開催、全国里親大会への参加、里親開拓、研修会の開催、自主的な集い及び機関誌の発行等を行い、里親制度の発展のために活動しています。

里親信条

1. わたくしたち里親は、家庭に恵まれない児童に対し、これにかわる家庭を与えます。
1. わたくしたち里親は、親としての愛情と誠意をもって児童の養育にあたります。
1. わたくしたち里親は、児童に対し個性に応じた教育と技術習得の機会を与え、その社会的独立をたすけます。
1. わたくしたち里親は、児童の養育に必要な知識と技術の向上につとめます。
1. わたくしたち里親は、自らの家庭をととのえ、また児童をめぐる社会環境の改善につとめます。

